

30万円超の住宅リフォームをお考えの方へ（盛岡市）

盛岡市内に住所がある方で、所有する居住中の住宅を30万円（税抜）以上かけてリフォーム工事を行う場合、「盛岡地域振興商品券SANS A」10万円分を交付する**個人住宅改良支援商品券発行事業**を盛岡商工会議所が実施することになりました。

交付の対象者

盛岡市内に住所を有し、リフォーム工事を行う住宅居住し、かつ当該住宅を所有し、平成22年度分の固定資産税・都市計画税、市民税を完納している人が対象です。

対象となる住宅

平成17年12月31日以前に建てられた居住用途の住宅が対象です。

対象工事

住宅の修繕、補修、模様替え、増改築など、住宅の機能維持または機能向上を図るための工事が対象です。ただし、盛岡市内に事業所を有する業者の施工による工事に限ります。

対象工事期間

平成23年5月2日以降着工かつ平成23年11月15日までに完了する工事。
この期間前に着工している工事は対象とはなりません。

定員

交付が確定した方から先着1,000名で、定員に達した時点で受付終了となります。

申請受付

申請期間：平成23年5月2日～平成23年9月30日

申請場所：盛岡商工会議所（本所、都南支所、玉山支所）の窓口
9：00～17：00（土日祝日を除く）

申請方法：所定の申請書に工事費の見積書と納税証明書等を添えて提出します。
審査後に交付決定通知書が発行され、工事完了後に代金の領収書の写しなどと商品券を交換します。

商品券交換期間：平成23年7月1日～平成23年12月28日

商品券有効期間：平成23年7月1日～平成23年12月31日

お問い合わせ

盛岡商工会議所 地域振興チーム

TEL 019-624-5880 FAX 019-654-1588

E-mail daihyo@ccimorioka.or.jp

申請書など詳しい手続の方法については、盛岡商工会議所ホームページでご確認ください。

盛岡商工会議所

http://www.ccimorioka.or.jp/cgi/news/news_temp/a_211.pdf

税理士楢山直樹事務所ホームページ

<http://www.narayama.com/>